

## 議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 27 年 10 月 15 日
開会時刻	午後 1 時 30 分
閉会時刻	午後 3 時 41 分
出席委員名	◎工村一三    ○野崎隆太    楠木宏彦    吉井詩子
	吉岡勝裕
	小山 敏（議長）
欠席委員名	上田修一
署名者	楠木宏彦    吉井詩子
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 議会報告会について
	2 今後の進め方について
	3 追加検討項目（A及びC）について
	4 平成 27 年 9 月定例会の振り返り
	5 次回の会議について
説明者	

開会 午後 1 時30分

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は5名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1 番目といたしまして、「平成27年9月定例会の振り返り」について、2 番目といたしまして、「議会報告会について」ということで、すいません、ちょっと変更させていただきます。次回、第5回の議会報告会に向けて日程の確認等についてお願いしたいと思います。

3 番目といたしまして、「今後の進め方について」ということで、議会基本条例などの骨子案や具体的検討項目の検討スケジュールなどを含めまして御協議をお願いしたいと思います。

4 番目としまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、持ち帰って検討をいただいております、「①一般質問、議案質疑の発言調整について」及び「②会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」を御協議をお願いしたいと思います。

最後に、5 番目の「次回の会議のこと」としまして、協議内容及び開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において楠木委員、吉井委員の御両名を指名いたします。

## 【1 平成27年9月定例会の振り返り】

◎工村一三委員長

それでは、1 番の「平成27年9月定例会の振り返り」ということで、9月定例会で皆様何か思ったこと、感じたことがあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

この9月定例会を振り返りまして、決算委員会も含めて、特に感じたことはございませんでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それでは一つだけ、決算の特別委員会については、予算と決算とを見るような形で、その予算を審議した時に決算はどうなんだという質問をされていた方も何人かおみえやったんですけども、なかなか全員の方がそうだったかなというか、以前自分が言った、予算のときに質疑した、指摘した内容が、決算のときにどうだったという評価まで至ったのかなというところ辺は、人によって温度差があったのかなというふうには思いましたので、今後続けていく中で、やはり、自分が予算のときにどういうことを言ったのかということも含めて、改めて議事録を見返しながら、その指摘がどうだったのかということをしかりと、その決算の中でとめていただくことが必要なのかなというふうに少し感じました。その程度です。以上です。

◎工村一三委員長

私も少しそういうふうな気がいたしました。ほかにございませんでしょうか。

私も含めて、決算委員会に出られとった方で、特に痛切に感じられたことがございましたら。まあ、痛切でなかったもよろしいですけど。

吉井委員。

○吉井詩子委員

26年度の決算にとどめるということを何度か、そういうふうな注意があったと思いますし、やはりそれは以前からですけども、それはしっかりとみんな守っていかなければならないなと思いました。

それと、吉岡委員言われましたように、せっかく A、B とチーム分けをしたわけですから、予算をした人がという、その意味というものを考えて、そこら辺の質問の仕方というものを考えて。自分では努力した点もあったんですけども、やはり予算のときに質問し

たけれども、決算のときにちょっとそこまで踏み込めなかったという点もありました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

まず一つは、黒木議員に関してちょっと問題な発言があって、それについて難なく議事録削除ということで解決していただきまして、委員長それから議長には御苦勞をかけました。ありがとうございました。

それから、内容に関してなんですけれども、数字の確認だけの質問はやめときましょうというような話を確認していたと思うんですけれども、それについて、いくつかそういった質問がありましたけれども、ただ、ただそれは数字を確認をするのは、もちろん本人もあらかじめ当局とのすり合わせの中で確認をしている数だと思いますし、その数の確認をしつつ次の質問につなげていくという内容なものだから、特にそのところを、数字の確認はどうかという非難には、あたらないんじゃないかなと思うんですけれどね。それは、その議員の質問の組み立て方の問題として許容される範囲なんだろうと思うんですけれど。以上です。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

いくつかあるんですけれども、まず一つ目が、これはほかの会派の方からも指摘はあったんですけども、少し当局とのすり合わせをやり過ぎじゃないかというような御意見が、議会の中から、まあ正直言うと外から、中継を見られた方からも聞きました。すべて最初

から最後まで原稿をお互いに読み合っているような光景がちょっと、僕も幾つか見受けられましたんで、答も含めた原稿用紙を持っておるといような話もあるんで、ちょっとそのあたりは是正をするべきではないかなと思っております。ずっとメモを読んでおっても仕方がないので、そこは修正をするべきだと思います。

というのが一つと、それから、もう一つはその日程の問題でございます。

これは9月議会と特に6月議会に言えることなんですけども、実際9月議会と言っても10月の半ばぐらいまであったりとか、6月議会も6月の終わりから始まるということもあって、実際にこれは、ほかの会派の方でも、恐らく過去にそんなことがあったのではないかと思うんですけど、例えば、すべての議会の日程がある程度その6月の範囲内で終わるということで、全国いろんな形で研修会であったりとか勉強会、それから各議員がそれぞれ所属する団体の議員の勉強会なんかも行われておる状況じゃないかと思っております。

議会よりも優先して、それに参加するということは当然ないんですけども、もともと、ほかの議会がそういう形で、いろんな大会なりほかの日程をすべて合わせている状態ですので、ちょっと伊勢だけ、はみ出ているというのが実際の、全国を見たときの状態でございますので、日程に関しては今もう4年間一応、案では出てますけども、早期に、できればもう来年度から、僕は、修正する必要があるんじゃないかなと、9月、6月に関しては1週間ぐらい前倒しをしたほうがいいのではないかなと思います。

これは実際、公党に入られる方なら多分みんなわかっている話かなと思っております。結構、党の地議連の大会なんかもそれに合わせてついでますんで。

あと、もう1点は請願についてでございます。

これは追加の項目でもあげさせていただきましたけども、実際、請願に質問する場所が今回もなかったと。特に、たばこの請願なんですけど、最終的に本会議で、討論では言わせていただいた部分ではあるんですけども、そもそも数字の間違いを指摘する場所がない。これはちょっといかがなものかなと思いますので、その辺も含めて、この請願と、先ほどの読み合いが余りにも多かったということと、日程というのは、少し早期の是正が要る部分かなというふうに感じました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

特に、はじめに意見が出ました、せつかく、予算をした方が決算に出られたということですので、その辺は、各会派へ帰っていただいたら、皆さんに周知をしていただけるようお願いしたいと思います。

特に、皆さんから出た内容は本当に痛切に感じる場所もございましたので。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 1 時41分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

本当に貴重な意見ありがとうございました。今、出してもらった意見を各会派へ持っていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、ここに出ていらっしやらない会派の方につきましては、私あるいは副委員長から、また連絡させていただきますので、よろしくお願ひします。

今、出た意見を何かの形で残して、紙でほしいということでしたら、また後ほどおっしやってください。事務局と相談しまして、つくらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、ございませんでしょうか。

この中で、今、出された意見、予算と決算を踏まえた質問とか、あるいは、決算の内容でとどめて、それ以外の発言も多少あって注意されたということもありましたし、黒木議員への発言の内容もありました。数字の確認だけでやめるという話もありましたけど、楠木委員から前向きな話をいただきました。

それから、当局に対する、すり合わせが多すぎるということ、また、日程に関しまして、副委員長のほうから、6月、9月の議会は1週間くらい前倒ししたらどうかという意見もございました。

それから、請願への質問をする場所がないという意見も出ました。請願への質問をする場所がないということにつきましては、あとの13項目の中に入っておりますので、そのとき審議を願いたいと思いますが、今、私がお話しさせていただいた皆さんの内容、少し抜けているかも知れませんが、それらを含めまして、この委員会で改善あるいは対策を検討するということはどうでしょうか。よろしいでしょうか。もう各会派へ持って帰って連絡してもらおうということでもよろしいでしょうか。ここで検討する内容はありませんか。

日程はどうでしょうか。

日程の件に関しましては後ほど項目に追加して議論しますか。

吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

先ほど副委員長から、公党のいろいろなというのは、僕全然わからないので、ちょっとそこら辺が何のことなのかよくわからないんですけども、そういう党の大会があったりとかするということなんですか。ちょっともう少し、何のことなんかと、よくわからないので。

#### ◎工村一三委員長

副委員長。

#### ○野崎隆太副委員長

まず、公党の話をするのであれば、この9月の議会も10月の末ぐらいかな、地方議員連絡会という組織があるんですけども、そこの大会が一つございました。それは、当然、

議会を優先したんで出てないだけなんですけども、ほかにも全国組織で、いわゆる議連という地方議員連絡会、いろんな形があるんですけども、その議連の中で実際に例えば、僕の知っている中で富山の研修視察という案内が来たんですけど、それが10月の七、八やったかな、そういう日程で来ておりました。それは、よその議会は9月議会はもう9月の範囲でほとんど終わってってですね、10月の2週目まで続くというのが多分ない状況ですので、いろんな議員さんに調整をした上で、そういう形で日程が決められておるんだと思うんですけども、ほかにも実際、議会に案内が来るとる研修会の中でも、1週間早ければ出られるのにというような勉強会の案内が来ておったことも、実際この伊勢の市議会でもありますんで、多くの議会の日程を考慮した上でつくられる全国的な勉強会であるとか研修会は伊勢市の議会の日程だと少し遅い。1週間ほど、その日程にひっかかってくるケースが多いので、全国のいろんな形で、議連の意見交換会とかをしようと思ったときには、ちょっと今の日程は不便というのが実態かなということでございます。

◎工村一三委員長

公党の方いらっしゃいますので、ほかの公党の方。

吉井委員。

○吉井詩子委員

公党という面で言えば、それは、その人その人の役割がありますので、全国的な集まりに行かなければならない役の方もあれば、そうでない人もいますから、公党というよりは、むしろ野崎副委員長がおっしゃった研修ですね、そこらがやっぱり全国的に、そういうのが多いのかなというのは私も感じていますが、現実、調べたわけでもないのに、公党ということ言えば、いろんな市の議員さんと話すことはありますが、その中で、決算委員会だけ後でやったりとか、何かすごく不規則な日程でやっている市もあるみたいですので、これは、やっぱりちょっと調べてみないと一概には言えないなというふうには感じます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

野崎副委員長のさっきの意見について、そういう意見もあるのかなという感じで受けとめたんですけども、例えば公党ですと、それぞれの党で、例えば地域的なところで比較的それぞれが相談もしやすいものですから、いつごろ終わるのかと、それで次どのように議員会議をやるのかなんていうように日程を調整できますものですから、別に全然それは問題ないんですけども、総体はそういうことなんですけれども、今の問題、一つは、まず伊勢市の市議会がですね、この6月議会と9月議会の日程をどうしてこういうふうに設定しているのかという、その根拠ですね、そこら辺をもう少し、別にどこでもいいよというのだったら、それぞれが都合のいいように調整できると思うんで、その根拠をある程度調べてみる必要があるのかなということと、それから全国的あるいは県内的にもそれぞれの市町の議会が、どのような日程でやっているのかということも調べてみる必要があるでしょうし。

私が先ほど最初に発言させてもらったんだけど、野崎副委員長がああいうふうに言われて、恐らくこの問題はもう少し意見がいろいろ出てくれば検討することになるのかもしれませんが、先ほどの話では、これは一つの意見として聞くにとどめておこう、みたいな感じでお聞きをさせていただいたんですけどね。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。ほかに。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

もう1点、もし、よその議会の日程を見た上で調整すると、一つだけ、もう1個いいこ

とをあげるとすればですけども、今、視察研修の日程というのを皆さん、議会の後に組まれておるかなと思うんですけども、これは当然、相手方も同じであって、我々の議会が開いとるもんで、その日程はできませんと言うて断つとるケースがあるという話は事務局からも聞いております。ですので、逆に僕らが視察の日程を、もしよその議会が早いのであれば、それに合わせてうちの議会も開会から閉会まで含めてできるのであれば、その辺も含めて少し幅がとりやすくなるのかなと、お互いにですね。相手から来てもらう分にもできるし、逆にこっちが行く分にもできるかなというのは事務局とも話をしたことがあるんですけど、まあ、ひとつ感想でございます。意見ということだけで結構です。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

さっき言い忘れたんですが、その日程の件でやはり、ちょっと遅い目まで、10月まであるということで、服装の件ですけども、上着を必ず脱がなければならないということもありますので、そこも、もうちょっとこう、いろんな年代の方、いろんな体調の方もいらっしゃると思いますので、着けなくてもよいというような形に柔軟にするか、もっと日程を暖かいうちにずらすかなというのも、ちょっと思いました。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、これの問題につきましては、県内の各市の状態を調べまして、もう一回、再度、検討項目の中に入れていくということにしますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

早くするようにしたとしても、例えば6月議会は早めていくと、3月議会が終わって、6月議会で審議する内容がほとんどないとかですね、例えば9月は決算を迎えるわけなので、決算資料をつくっていただくのに、それだけ早く、5月31日、最後の出納閉鎖が終わってから資料をまとめて冊子にしていただくまでに、いろいろと何回も校正をしながら多分つくられておるんだと思うんですけども、その辺の日程が、それほど、1週間早くしたところで問題ないよというのであれば、それは可能かなとは思うんですけども、そこら辺は当局とも調整をとっていかなければいけないと思いますし、1年、大体の予定で議会をこの日に予定しますというふうなところもつくっていく段階がありますので、その辺で少し確認をしながら、今、意見いただいたようなことも考慮しながら進めていってはどうかというふうに思います。

◎工村一三委員長

はい、わかりました。

今、吉岡委員がお話ししていただきましたように、当局並びに近隣市の状況も見まして、調査しまして、それからまた議題に取り上げたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

ほか、ございませんでしょうか。なかったら、次へ行きます。

## 【2 議会報告会について】

◎工村一三委員長

それでは、事項書1ですね、「議会報告会について」、2番目の項目になりますけど、「議会報告について」を御協議願いたいと思います。

まず、議会報告会の開催日程ですが、手元に配りましたチラシのとおりでございます。このチラシにつきましては、広報いせ11月1日号と同時配布をいたします。また、自治会長さんへ案内状をつけて送付をさせていただきます。それから、前回どおり、まちづくり協議会の事務所に置いていただくよう、各まちづくり協議会へ30枚を送付いたしますなど、

前回と同様に周知をしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、前は、まちづくり協議会へチラシ配送をする準備、各まちづくり協議会の区域内での開催部分にマーカーをして、封筒に入れる作業を委員さんみんなでしていただきましたが、今回もお願いしてよろしいでしょうか。それから、もし、このチラシにマーカーをしなくて、そのまま棚へ入れさせてもらうとか、持って行っていただくとかというふうなことでしたら、非常に楽な作業になるんですけど、その辺、マーカーどうしましょうかというのが、ちょっと提案なんですけど、どうでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

それほど大して手間ではないので、やったらいいと思いますけど。

◎工村一三委員長

わかりました。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

せっかく配るのですから、その地元でどこかなとパッと一目でわかるような形であるの  
がいいと思います。今、吉岡委員が言われたように、確かにそれほどの手間でもないと思  
いますから、何時間もかかるような作業でもないので、やっていけばいいんじゃないかと  
思います。

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。それなら、させていただくということで。

作業につきましては、できたら、きょうこれが終わってから、ちょっと、さっとやりた  
いんですけど。また改めて集まってもらおうとあれなんですけど、御都合おつきでしょうか。

2時間ぐらいで、この会議は終わりたいと思いますけど。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ひとつよろしくをお願いします。

それから、議員さん1人当たりまた50枚ということで、各班長さんへ350枚ずつお渡ししますので、よろしくをお願いします。

それでは、マーカーをつけるということで、きょうこの会議が終わりしだい御協力をお願いいたします。

それから、会場で配布するアンケートですけど、一応前回と同じ内容のものをつけさせていただきましたけど、どなたかから何か意見をいただいと思うんですけど、私ちょっと、どこへメモをしたか、うっかりしてますんですけど、このアンケートの内容につきましてどうでしょうか。何かアンケートの内容でございませんでしょうか。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

最近いろんなところで、男性ですか、女性ですかという問い、必要があるんだろうとか、いろいろその辺で○をしづらい方も中にはいらっしゃるんだというふうなことも伺ったりもするので、問1は必要でしょうか。

いろんな研修を聞かせていただくと、もう、こういうのは、なしでもいいんじゃないのというふうに聞き取ったりもします。うちの、このまとめの中でも、男性だから女性だからということも、下の御意見でね、もし、わかったら、わかるのかなと思うんですけども、あえてここで問う必要性はどうなんかなと、ちょっと感じたんですけども。まあ、なくてもいいのかなという気はしました。以上です。

◎工村一三委員長

ほかに、どうでしょうか。その件につきましては、どうでしょうか。この件につきまして。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も前に、選挙の入場券に男女とあるので、ちょっとLGBTの方から、それがすごく苦痛やって、投票に行くのに全然意味がないっていう御意見をいただいて、選挙管理委員会に言いに行ったことがあるんですけども。

でも、統計をとるのに必要だということで、今後、周知をしていくのに使うというような返事をいただいたことがあるんですが、そこら辺を考えると、もし、これをとるのであれば、女性は女性向きの周知をすとか、そういう目的を持ってやったら必要だと思うんですが、現段階で特にそういう、これ今後、広報広聴委員会で、そういうことも考えていけばいいのかなと思うのですが、現段階でそういうことをしていないので、なくてもいいとは思いますが。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

僕としては、先ほど吉井委員がおっしゃったとおり、アンケートをとる目的が何なのかというのが重要なんだと思います。私の班の話をするのであればですけども、実際、これをまとめるときに、やっぱり女の方は来てないとか、やっぱり男の人やと何歳代が多いとかというふうな形で、私は正直言うとアンケートをまとめるときに全部それ、ある程度把握をしながらつけておりますので、目的として、これからどういうところにアプロー

チをしていったらいいなとか、どういうところが弱いなっていうのを把握をするということ  
を考慮するんであれば、僕はあったほうがいいんじゃないかなと、統計としてとって  
いくのであればですけどね、と思っております。

なので、このアンケートを何のためにとっておるかっていう目的かなと。これから向上  
させていくためであれば、僕は必要かなと思っております。もし、1番が問題になるの  
であれば、例えば1番の後ろに（自由記入）と書いてもらっても結構なんですけども。

でも、何のためかというときに、僕は、この男性女性というのは統計をとるためだと思  
ってますので、というのが私の意見でございます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今の、いろいろな意見を聞きまして、確かに性的マイノリティの方々の立場からすると、  
いきなり問1で、どちらと聞かれるのは、これはどうなのかなという感じは確かにするん  
ですよ。だから、今、副委員長が言われたような形にするか、あるいはもっと後ろのほ  
うで、最後のほうに、差し支えなければお答えくださいみたいな形にするとかというほう  
がいいのかな。確かに、これ配慮が足りないという感じがしますね、そういう立場から見  
ますとね。

年齢もそうかもしれませんけどね。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時03分

◎工村一三委員長

休憩を解いて会議を開きます。

第5回の市議会の議会報告会のアンケートの用紙でございます。問いの順番を変更したいと思います。問4を1番目、問5を2番目、問6を3番目、問3を4番目、問2を5番目、問1を6番目というふうに修正をしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、そのようにアンケートの問いの順番を変更したいと思います。

ほかに、このアンケートにつきまして何か。

どなたかから指摘はなかったですかね。私、何か指摘されたような覚えがあったんですけど、ございませんか。

特に、事務局のほうに、これをこうせいというような指摘はございませんでしたか。ありませんね。

暫時休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時06分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

先ほど、アンケート用紙につきましては、いろんな意見をいただきました。正副委員長に一任していただきまして、ある程度修正を加えたいと思いますので、よろしいでしょうか。御承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

アンケートの件につきましては、これで終わりたいと思います。

次に、報告用の配付資料ですけど、配付資料の印刷用原紙につきましては11月4日までに、必ず紙ベースで事務局へ提出してください。各班での報告用の配付資料です。11月4日水曜日までに必ず紙ベースで事務局へ提出をお願いします。提出をしていただいたそのものを、そのまま事務局で印刷しますので、よろしくをお願いします。

次に、報告会が終わった後ですが、実施報告書とアンケートの集計結果につきましては11月27日金曜日までに事務局へ提出してください。実施報告書とアンケートの集計結果については11月27日までに提出してください。

議会報告会につきましては、特に発言がございませんでしたら、これで終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今回もなんですけども、いろいろ会場が民間のところ、そして公のところと、いろいろと工夫をしていただいて、とっていただいたかと思うんですけども、予算について余り僕らこういう議論をしていないのですけども、民間のところを借りる場合、大体どれぐらいかかるっていうのが、もしわかっていればわかる範囲内でちょっと聞いておきたいなと思うんですけども。

◎工村一三委員長

今回のところでよろしいですね。

事務局のほうで、わかりますでしょうか。今回の第5回の報告会の開催場所で、民間のところでお金を、会場をお借りするところの値段がわかりましたら。時間がかかるようでしたら後でも結構ですけど。

事務局。

●山口調査係長

皇學館大学のほうなんですけど7,000円というふうに聞いております。あと、電気関係の設備等の利用で、もう少しプラスアルファが出るかなというお話になっております。

◎工村一三委員長

あとは。

(「観光協会の風餐亭は」と呼ぶ者あり)

●山口調査係長

ちょっと今ここで、申し訳ないのですけれども、把握しておりません。

◎工村一三委員長

それから、古市の資料館もわからないですね。

◎工村一三委員長

次長。

●杉原議会事務局次長

市の施設でもすべて無料ではなくて、有料となっておる場合もあります。例えば、今回ありませんが、小俣の図書館とかは有料という場合がありますので、市が必ず無料という

わけではないです。

◎工村一三委員長

それでしたら、ここで資料を持ち合わせないということもございますので、吉岡委員、後でまた事務局で確認していただけますか。

ひとつよろしく、お願いします。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今回から手話通訳を入れていただくということで、この「手話に対応」を入れていただきました。この間も、請願のときに来ていただいていた皆さんには、福井議員のほうからそのグループの皆さんに、こういうことをしますのでみたいなお話をさせていただいたんですけども、特にこの事務局からそういうグループへ何らかの形でアプローチというのは、今のところどうなんでしょうか。

◎工村一三委員長

私のほうから、委員長のほうから福井議員には直接お願いはしてございます。それで、手話通訳の方の代表者の方等へ御連絡を願いますということは頼ませていただいております。書類として、事務局のほうからは、今のところ出す予定はないんですけど、そこだけ出すというのも、ちょっとおかしいかなという気もしますんですけど、その辺、もし御検討していただければと思いますけど、いかがでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

手話通訳に来ていただく方は、準備オーケーということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）その方に対する費用というのは、お幾らかわかりますでしょうか。

◎工村一三委員長

10分間休憩したいと思います。

休憩 午後 2 時13分

再開 午後 2 時24分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

先ほどの議会報告会についてのことで、吉岡委員からの質問で、公的な建物と私的な建物がございませうけど、その費用がどれぐらいかかったかという御質問がありましたので、事務局のほうからお答えをお願いします。

事務局。

●杉原議会事務局次長

先ほどの御質問にお答えします。まず報告会の会場使用料の件ですが、今回、風餐亭さんで7,000円、皇學館大学で7,000円、あと古市参宮街道資料館で820円を見込んでおります。ちなみに、今年度5月に行いました報告会ですと、中村会館が1,500円、伊勢農業協同組合城田支所の2階会議室が2,000円、東大淀町民会館が3,000円、西豊浜の上区町民会館が7,500円、小俣図書館の大ホールが4,725円と、こういうふうな状況でございます。

それとあと、手話通訳の件ですが、1人当たり1時間1,500円で計算させていただきまして、現在のところ2人要るというふうなことと、あと交通費を実費で支給させていただく予定でございます。以上でございます。

◎工村一三委員長

吉岡委員、よろしいでしょうか。

○吉岡勝裕委員

わかりました。

◎工村一三委員長

それでは、この件に関しましてはよろしいでしょうか。

報告会の件に関しましては、特にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

各班のほうで、ひとつよろしく、当日までに、あるいは11月4日の配付資料の事務局への提出、それから11月27日までに、実施報告とアンケートの集計結果提出ということで守っていただきますように、よろしく申し上げます。それではこの件を終わります。

できましたら、きょうは、ある程度進めていきたいと思いますので御協力のほうお願いします。

### 【3 今後の進め方について】

◎工村一三委員長

それで、今後の進め方につきましては、資料をいただいておりますので、また御参照ください。前回の会議では、今後の進め方といたしまして、議会基本条例、議員倫理条例については、今の骨子案を基に骨子を早急につくり上げていく。そして、その結果を議長に報告すること。そして、条例案についての協議は議長において取り計らいをいただくという方向で、おおむね皆さんの意見がまとまったと考えております。

骨子案についての検討をどのように進めるかということについては結論が出ていなかったところですので、本日はこの点について確認をしたいと思います。

また、具体的検討項目については、もう少し整理をしたほうがよいとの御意見もございましたので、資料1をごらんください。議会改革特別委員会の具体的検討項目といたしまして、次に検討する項目12項目について、①議会運営に関すること、②議会の機能強化、③情報の公開と共有、④市民参加のあり方、⑤その他、と五つに仕分けしました。なお、この分類は、前の議会改革特別委員会での具体的検討項目の分類と同様といたしたものでございます。

次に、大枠のタイムスケジュールをつくることも必要であるとの御意見もございましたので、正副委員長におきまして、資料2、今後の進め方についてのスケジュール案をつくりました。これは、平成29年9月の定例会において条例を制定しようとした場合の、大まかなスケジュールの案でございます。本特別委員会のスケジュールに加えて、条例の骨子や具体的検討項目について、大まかな検討スケジュールを記載しました。

条例の検討スケジュールといたしましては、議会全体による条例素案についての協議、また、議会報告会等での素案の公開などに要する期間を考えまして、平成28年9月定例会までに骨子をまとめ、議長へ報告してはどうかと考えております。

まずは、この骨子の報告時期、また、条例の制定時期の目標につきまして、御意見がありましたらお願いします。

条例の制定時期につきましては、ちょっとこの委員会を離れる内容だと思いますけど、やっぱり最後を押さえていかないと、我が委員会で検討する骨子の報告時期が押さえられないということもございましたので、仮に条例の制定時期、平成29年の9月をめどと、目標ということで一応作成してみましたので、よろしく御協議をお願いいたします。

以上、それでは、骨子の報告時期、また、条例の制定時期の目標につきまして御検討をお願いしたいと思いますけど、議会改革特別委員会の開催が、これでいきますと、次の改選、平成29年11月26日の任期満了までには19回ぐらいしかできないと。きょう、やりますので、次11月か12月に1回と、2回目を開くということになりますので、日程的には非常にタイトになっております。ですので、どういうふうに進めるかは次のところで検討していただきたいと思いますが、このスケジュールにつきまして、骨子の報告時期、また、ち

よっと手を離れて議長の方をお願いする条例の制定時期につきまして、御意見がございましたらひとつお聞かせ願いたいと思います。いかがでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今回、このようにスケジュールをつくっていただきまして、ありがとうございます。大体のスケジュールは、これぐらいの感じで1番ベストではないかなというふうに思います。任期中に条例の制定までもっていきこうと、後ろから考えてもこれぐらいは必要かなと思います。もし、骨子がもう少し早くできるのであれば、この骨子案ですね、これをもう少し早めてもいいのかなと思いますけども、大体大まかなスケジュール案はこれでいいのではないかなというふうに感じました。以上です。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。ほか、ございましたら。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、スケジュール案はこれできりぎりなんかなと思います。この開催がこれだけしかないということは、ちょっと大丈夫かなと思いますので、例えば12月は抜けるので1月に2回するとか。

これ、条例のと、この並べられているのを同時にやるんですよね。月に2回持てるときは持って、1回はこの条例のことばかりやってとか、その進め方を検討するなりして、ちょっと回数をふやさないと厳しいのではないのかなというふうに感じます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

日程的には、おそらく、この任期中にということになると、この9月に制定ということで、それを逆算すればね、確かにこういうふうな形になるんだろうけれども。どうなんですかね、この1回2時間ぐらいの会議として、条例と。

これ、やりながらですね、日程的に、そうですね、大体定例会ぐらいごとに、どこまでいっているということを確認しながら、任期は決まってるわけですから、そこまでにやるということは、それは前提で、そのときそのときに調整していったらどうなんですかね。足りなければ、さっき吉井委員が言われたように、日程も追加しなきゃいけないかもしれませんし。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

副委員長、どうでしょうか、日程の件に関して。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

一点、僕から皆さんにぜひ御議論をいただきたいのですが、この日程の中で、条例検討のスケジュールの中で皆さんにぜひ御議論をいただきたいのが、議員倫理条例のほうでございます。というのも、別に議会基本条例を後にしたいというわけではないんですけれども、もしこのスケジュールどおり、例えば9月定例会のときに同じ形で条例制定をしてしまいますと、一点その懸念されることとして、我々が一度も審査を受けないまま改選をするという形になると思います。この29年9月議会で議員倫理条例を同時に制定してしまうと、例えば議員倫理条例の中には、現在の市への納税の状況であるとか、ほかのいろんな形が、報告の義務とかが多分載ってくることになるのかなと思うんですけども、仮に29年9月議会に制定をすると、報告時期が通常ですと4月になってますので、そうする

と改選のときに一度も審査を受けないまま、おそらく選挙を迎えることになるんで。

懸念されることとしては、おまえら一度も審査を受けないのかというような声も出てくるかなと思いますんで、3月議会までに制定をしてしまっただけで、一度審査を受けるというのも一つの考え方ではないかなと、私は思う部分もございますので、その辺も少し踏まえて皆さん御議論をいただければありがたいなと思っております。

#### ◎工村一三委員長

そうしますと、議員倫理条例の骨子案をできるだけ早くまとめて、これ単品だけでも議長のほうに、骨子案をまとめて報告するというこの考え方ですね、皆さんがよければと、あなたの意見は。

その件につきましては、どうでしょうか。次に、具体的検討項目の検討の順番を決めていきたいなというふうに思いますので。

前回、視察に行ったところでも、議会基本条例に対しては全会一致ということでしたですけど、倫理条例につきましては全会一致をみられなかったというふうなお話も聞いて、勉強もさせていただきました。まあ、これはどこにでもあるんかなというふうに、私自身個人的には受けとめましたんですけど、その辺をどういうふうに、この基本条例の中に倫理条例を盛り込んでいくのに、倫理条例だけ先に進めていくかということが、皆さんのお考えもちょっとお聞かせ願わないかなというふうには思っておりましたけど。

この件につきまして、次の具体的検討項目の検討の順番も含めた形でお願ひしたいと思いますけど。そこで、いっしょに話をさせてもらいましょうか。この件につきまして、特に御意見がございましたら。

ございませんか。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

先ほどの、副委員長の言われたことはよくわかるんですけども、ただこの議員倫理条

例、中身は非常に重いところがありますし、拙速は避ける必要があるわけですね。ただ、時間的にどうなのかなっていう懸念もありますので、これはやはりもう少しこの件については、それぞれの会派なり何なりで、もう少し議論する必要があるのかなっていう気がするのですけど。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時46分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

先ほど、副委員長からお話がありました議員倫理条例を優先的にしてはどうかという話もございましたけど、きょうは委員全員がそろっておりませんし、また各会派でいろいろ論議していただかなければならない内容だと思いますので、この件につきましては次回あるいは、ある程度、議会基本条例が、形がついてくるかどうか、めどがつく、あるいは、いつでも窓口は開けて、この議員倫理条例を優先的にするという皆さんの御同意が得られましたら、そちらのほうにシフトをしていくという考えでいきたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。では、そういうふうをお願いいたします。

それでは、骨子案の検討の進め方、スケジュールは一応これで御理解していただいてよ

ろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

次は、このスケジュールに沿って進めていく上において、骨子案の検討を進めやないかんわけですけど、資料2の条例の検討スケジュールの欄に記載してありますとおり、まず、議会基本条例骨子案のうちに、具体的検討が必要な項目、5番目の会派、11番目の法第96条第2項の議決事件、それから12番目の定例会の回数及び会期、15番目の政務活動、それから20番目の議会事務局、21番目の議会図書室、22番の他の条例との関係、23番の見直し手続き、と順次御協議をいただき、その後、これら以外の項目について確認をしまして、その後、議員倫理条例の骨子についていくか、まあその辺を一応きょう、進め方として、今、議員倫理条例の話は出ましたので、これを除きまして、ほか、5番、11番、12番、15番、20番、21番、22番、23番の項目について、どういうふうに進めていけばいいかという、どれを1番に取り上げていくか、あるいは2番に取り上げていくか、どういうふうな順番でいくか。この会議の進め方といたしまして、今後の進め方としまして検討をお願いしたいと思います。御意見がございましたら、御発言をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

この項目につきましては、骨子案の中で表現はされている部分もございますが、まだ中身が詰まっていない内容のことがありますので、その内容を、骨子案を骨子にすべく、もっていきたいと思いますので、その辺につきまして御協議をお願いしたいと思います。まあ、この順番どおりにいくというのでしたら、それで結構ですし。

うちの骨子案を見てもらえるとわかりますんですけど、よくまとめていただいております。事務局の皆様あるいは前回の委員の皆様、非常に努力されたなあというふうなことがにじみ出ております。

この議会基本条例の骨子案の第5番目の「会派」、例えば、ここに記載してございます、「1議員は、同一理念を共有する他の議員と、議会活動を行うための政策集団として会派を結成することができるものとします。」

2番目として、「会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができるものとします。」というふうに骨子案としては記載して、つくっていただいておりますので、これを一つずつ、言葉あるいは内容というものを詰めていくという作業になると思います。いかがいたしましょうか。

例えば、これを優先的に、先にしようということがございましたら。

特になかったら、このまま上から進めていこうかなという気もしておりますんですけど、いかがでしょうか。

吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

会議ごとに、きょうは何条から何条までというような形で進めていくしかないんじゃないかなと思いますので、上へいたり下へいたり、ばらばらしていても結局はまとまりがなくなったりするといけませんので、もう順番に、きょうはここからここまでという形で進めていくしかないんじゃないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

#### ◎工村一三委員長

ありがとうございます。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

私も、特にどれをまずやる必要があるかなということについては感じませんので、そのまま順番にやっていけばいいと思うのですが。ただ中で、どなたか、ここをまずやりたいなというふうな提案があったら、それについては、またそれで検討すればいいと思うの

ですけど、私としては別に順番でいいのではないのでしょうか。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、先ほどのスケジュールの話でもありましたように、進みぐあいを見ていくという点でも順番どおりにやっていくというのが合理的かなと思います。

◎工村一三委員長

そこで一応、今、5番、11番、12番、15番と話をさせていただきましたけど、前文も一応考えますか、それはもう一番後にしますか、その辺はいかがですか。

前文は骨子の中から外すということもできますんですけど。その辺もちょっと検討課題として頭の中に入れておいてください。

それからもう一つは、もうこれでいいんじゃないかという骨子案の中で、1の目的とか、議会の役割とかというふうな内容もございますので、もし、例えばこれを飛ばして行って、後で、ここはこうしたほうがいいなというような意見がございましたら、またそれもこの中へ内容として入れていきたいと思っておりますので、その辺もよく読んでいただきまして、進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いします。

それでは、今後の進め方といたしましては、この「会派のあり方」から始めて「事務局体制の強化・充実」、最後の23の「見直しの手続」というふうな順番で進めさせていただきたいと思っております。

それで、次回の会議なんですけど、できまして5番、11番ぐらいを次回の会議で進めていきたいと思っておりますので、その辺、少し条例の中身を各自精査していただきまして、この委員会に持って来ていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

もし、時間的にあるようでしたら、次の、「定例会の回数及び会期」、まあ通年制の話も出てきますので、ここちょっと時間が要るかと思えますけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、それ以外に、一番右にまとめていただいておりますけど追加項目があります。これも同時進行で進めていきたいというふうに考えておりますので、それはそれでよろしいでしょうか。例えば、1番の「一般質問・議案質疑の発言調整について」とか、一番右側の13項目について。これだけまた遅れていくといけませんので、この辺も一緒に、例えば何時ぐらいまでは条例をやって、あと何時ぐらいまではこれを検討していくという形で進めていきたいと思ひますので、その辺御協力願えますでしょうか。どうでしょうか、よろしいですか。

副委員長。

#### ○野崎隆太副委員長

一点だけ、例えば、9番の「所管事務の見直し」というところと、この「議決事件の拡大」とか、このあたりは少しその関連するところも多分ありますので、議会基本条例の中に含まれると思われるもの、もしくはこの中で整理をしておいたほうがいいものは、ちょっと関連を調べて提出をしたほうがいいかなというふうに思ひます。

議決事件であるとか、請願の本会議場での質疑と、先ほど私が言ったものなので言いづらいたところもあるんですけども、このあたりは多分、議会基本条例に載せやないかんとところで、議論が終わっていたほうがいいところだと思いますので。主に3番と9番は、ちょっと条例に反映をせざるを得ないところだと思いますので、結論がどうにしろ。なので、そこは先に議論を進めたほうがいいのではないかと思ひます。

#### ◎工村一三委員長

これは、どこかに引っかかるところはないか（「6番の政務活動費も」と呼ぶ者あり）、6番の政務活動費、これは15番の「政務活動」の中で一緒に検討できるか。

そうすると3は、これは一回また一つずつ皆さんと御相談しながらやっていくときに、これをここへ入れていくかどうかとか。条例を見ながらそれへ入れていくという格好で進めていきたいと。

まあ、とにかく上からいって、例えば、今の一番簡単な言い方をすると、15番の「政務活動」のところへ来たら、この13項目の中に、「政務活動費の用途制限の見直し」があるけど、これをここへどういうふうに反映していくか、あるいは条例のほうは大きな言葉だけにしておいて、中身をここで検討していくかというふうなことになるかもわかりませんので、その辺は、上から順番に落としてきておいて、ここに13項目の中で引っかかるようなことがございましたら、そこで一緒に検討させてもらおうと。

あまり条例のほうで深く入っていきますと、なかなか条例が進んでいかないということがありますので、それも含めた形で会議の運営をしていかないかなというふうに感じておりますので、その辺また御協力をお願いします。

副委員長が言われましたことは、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしくをお願いします。

#### **【4 追加検討項目（A及びC）について】**

◎工村一三委員長

それでは、一応、本日はこの条例のスケジュールあるいは具体的検討項目の検討まで終わらせていただきましたので、今から追加項目、A及びCのことについてを議題といたします。

もうあと少し30分ぐらいございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本件につきまして、持ち帰って御検討いただくことになっております、1番

目の「一般質問・議案質疑の発言調整について」と、2番目の「会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」御協議をいただき、本日の会議で委員会として結論を出したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まずは1番目の「一般質問・議案質疑の発言調整について」から御協議を願います。各会派でお話しをしていただいた結果など、発言がございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

現状どおりいくというのか、あるいは調整を議長にお願いして、議運へ伝えていただくのかというふうな内容を御検討していただきたいと思ひます。特に集中的に、例えば病院の問題が3人の方からあったので病院だけまとめるのかというふうな、前回、提案がございましたので、その辺も含めまして御検討をお願いしたいと思ひます。

特に、この9月議会ではそういうふうな、多少ありましたけど、あまり大きなことはなかったですね。

いかがでしょうか。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

テーマが、何人かの議員がだぶって質問されるということはある得ますけれども、ただ、それぞれの議員がそれぞれの質問を組み立てるときに、自分自身の流れでつくっているわけで、そこで例えばこのテーマとこのテーマ、例えば、ここも農水、農水だからまとめてやろうとか、そういうふうなことは難しいんじゃないかなと思うんですね。

だから、それぞれの議員の発言、質問というのは、それぞれの論理というのも尊重する必要があるのでありますから。

極端な話、この前、例えば病院なら病院で、その部分だけを集めて、例えば20分間ずつだとか、あるいはこの人は15分だとかというような形で、そんな話もありましたけれども、それはちょっと極端な話だし、あり得ない話だなというように思ひます。

そういうわけで、ただ病院関係、Aという議員とCという議員が病院関係をテーマにす

ると。Bという議員が例えば2番目に通告をしているとしたとしても、その場合に二人を引っつけて順序を入れ替えるということはあるにしても、その中のテーマごとに質問を区切るというのはどうかとも思います。

ですから、結論としては、これまでの、従前のやり方でいいだろうと。ただ、そのときに、同じようなテーマを扱う質問があれば、全体ですね、議員の質問の時間の順序を入れ替えることはあり得るだろうと、そういうことですけれども。

だから、例えば、質問通告1番、2番、3番、4番、5番とあって、1番目の方と3番目の方が病院について扱くと、2番目、4番目の方、後はそれがないという場合にですね、順序を入れ替えて、つまり2番目の人を飛ばして、1番目の人と3番目の人がつなげて質問をします。もちろん、その中身は病院だけでなく教育委員会もあれば農水もあれば、いろいろあると思うんですけれども、それはあるにしても、そういう共通なテーマがある場合には、できたら、つなげたほうがいいかなという、そこら辺の調整はあり得る話だろうとは思いますが。

#### ◎工村一三委員長

吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

うちの会派から提案させていただいたんですけども、今、楠木委員が発言していただいたような形ですね、1時間その方の発言する内容がいろいろ多岐にわたったとしても、そのような形で、順序を入れ替えてというふうに発言していただきましたけども、今、発言については通告順ということにすべてなっておりますので、基本的には議会運営委員会が何もしていない、していないと言うと怒られるかもしれませんが、そういう調整までは今、至っていないわけなんですけども、やはり議論を深めるであったり、重複する質問を避けるであったり、きのうこういうことを聞かれましたけどもまあ、という質問を避けていくためにも、今、1番と3番、2番目は次の人は順番を入れ替えてというふうなことが

議会運営委員会の中でできるようにしておく。

もしその発言する方が、おれはこのままでいいんや、どうしてもあの人の後は嫌なんやとかですね、まあ例えばですけどね、どういう理由かわかりませんが、その人が拒んだ場合は、それはもうそのまま発言の通告の順番でいくしかないのかなとは思いますが、やはり議会運営委員会の中で、例えば三つほど、同じようなテーマが出ているような方が3人おったら、もし近くにおればですね、1人飛ばして次の方を先に優先して、こう順番でまとめて、その日に終わらせてしまうような形の議会運営をできるように、可能にしておくというふうなことで、議会運営委員会で議論していただくというふうな形でもっていけるようにしておけばいいのではないかなというふうに思います。以上です。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、基本的には通告順でいいかと思います。

これから病院のことがとても大きな問題になってきますので、その内容が、一般会計の中で、例えばさっきおっしゃった、教育委員会がだぶっているからとか言うて順番をなぶるということをやりましたら切りがないと思うんです。

大体、多岐にわたりますから、縦割りでないので、やはり全部こうつながりがあることですので、それはもう通告順でいいかと思うのですが、病院という別の会計のことがいっぱいあったら、そこは変えることもできるという程度で、今、吉岡委員がおっしゃったような、だぶったので必ず変えなければならないというのではなく、余りにそういうことがあったら、変えることができるというぐらいでどうでしょうか。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私の会派としては、現状に問題を感じておりませんので、通告順で問題がないと思っております。あとは、先ほど少し拒否ができるというような話があったんですけども、多分それ、手続き上で考えたときに、どのタイミングで拒否をするのか。委員会にその人が出席しないかのか、そこで発言権はあるのか、もしくは、委員会までに結論を水面でとるのか、みたいな話になってくると、ちょっと会議の手続としては、少し僕はわかりにくいかなと思います。

手続上、こういうふうにして下さいという決定をすべて議会運営委員会がするか、もしくは、今までどおり通告順にするかの、僕はどちらかかなと。

水面下で話をしておいて、拒否したもんでこの人は最後に、このままにしておきますみたいなのは、ちょっと会議の手続としては考えられないかなというのが、私の本音でございます。

◎工村一三委員長

ということは。

○野崎隆太副委員長

今までどおりで。

◎工村一三委員長

今までどおりね。

この意見をお聞きしまして、いかがでしょうか。

例えば、A議員が三つの項目をやったと。病院と観光と農林をやったと。その次の人が病院もちろんやりますと、やる気十分で病院をやりますと。それから総務の関係と商工の関係をやると。それで、次の人は、農林と商工と病院をやったというふうになってくる

と、果たしてこの、例えば病院は3人、農林は2人、商工も2人、観光は1人というふうなことになってきた場合、果たしてどれを優先にして、どれをどういうふうに組み合わせていくかというのが非常に難しいなという気がするんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

吉岡委員。

#### ○吉岡勝裕委員

今、委員長が例えばということで例をあげていただきましたけども、確かに、いくつも複数の質問される方については、そういうことになってこようかと思います。

今、現状を見ると、基本的には1人の議員が、余り複数の質問をされてないところもあると思うんです。1人の議員が一つの部門のテーマをとって質問するというふうなことが例えばあった場合は、現状でも、例えば5人今回質問があったと。例えば病院、病院、真ん中の1人だけ教育委員会、病院、病院だったという場合に、当然何かこう関連する部分というのが出てきたりもするかと思いますし、前に質問された方が、その意見を聞きながら次の方の質問につなげていこうとする部分も中には出てこようかと思いますし、今の現状では、とてもそれが通告順番ということになっておりますので、いじりませんよということになるわけなんですけども、例えばそれを集中して4人をくっつけて、1人の方は1番最初、最後にするのか最初にまわすのかとかですね、そういうことは議会運営委員会の裁量の中で考えていただいたらいいのかなとは思いますが、議論を深めるというのが一つの目的でとらえて提案させていただいているところもありますので、そこら辺は臨機応変にやっていただいたらいいと思いますし、当然もうこのまま順番でいきましょうということにもなると思いますし、今回はこの方、この病院の件、1件だけなんで、この方と後にやっていただいたらどうですかというふうな組み合わせを自由にとるか、それができるようにしておくというふうなことでもいいのではないかなというふうに思うので、そのように、できるようにということはどうでしょうかという提案なんです。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今はできないのですか。「できません」と呼ぶ者あり）そうすると、先ほど委員長がおっしゃった、例えば観光と病院ととか、福祉とか、あると思うんですけど、それはその人によって、今、病院のインバウンドとかいろいろありますよね。その人は、それでつなげている場合もあるので、それはもう、いろんな場合があると思いますので、今、臨機応変という意見もあったんですが、同じことの繰り返しになりますけど、基本は通告順で、その人のやり方を尊重して通告順ということにして、これから病院が本当に進んできた場合に、余りに極端に、病院だけで1本でやる人が何人も出てきた場合に、ちょっと柔軟に対応できるとかというふうにしたらどうかなと思うんですが。

◎工村一三委員長

事務局。

●杉原議会事務局次長

発言の順番の話なんですけれども、現在は、議案は議案番号順、一般質問は通告順ということで表を出させていただいて、議会運営委員会で事務局説明をさせていただいて、そのとおりでいいかどうかということで諮っていただいて、結果として通告順になっておりますので、必ず通告順にやるということではございません。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

吉井委員の言われたように、柔軟に、それから吉岡委員もそうですけども、先ほど極端なですね、この1本のテーマでやってくという場合に、例えば、もうちょっと調整したほうがいいんじゃないのというふうな意見が出てくることもあると思います。それはそれで、議運のほうで調整をしていただいて、それはもちろん、質問者の同意を得ないといけませんけれども、それを前提として、そういうことが、順序を入れ替えることができるというような形でどうなんでしょうかね。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

もう1点だけ、僕が気にすることとしてなんですけども、今、現在やと、大体月曜日に開会して、水曜日の12時までが通告で、その後、通告に基づいて恐らく当局のほうとある程度のすり合わせが行われたりとか、当局の中でもすり合わせが行われておるというのも少しは、僕は考慮する必要があるのかなと思います。

水曜日の後に、余りにもレアケースばかり想定しても、しかたがないんですけども、水曜日の後に、例えば祝日があるようなときにですね、水曜日の12時に出したのが月曜日の朝1番に来るといようなケースも考えられなくもないので、それも含めて僕は通告順が、今、何で通告順なのかというときに、そういうことも考えた上で通告順なのかと思うところもありますんで、その辺は少し当局にも、これをもし変更する場合は、ちょっと、どうかなという意見だけは聞く必要があるのではないかなと思います。以上です。

◎工村一三委員長

よろしいですか。ちょっと今、皆さんのお話を聞いて、今、事務局の話が出る前にふと思ったんですけど、一応、現在本会議場でやられているのは、議案質疑と一般質問と二つに分かれております。議案質疑につきましては、先ほどもお話ありましたように議案の順

番ということで、例えば病院やったら病院ばかり重なります。ほかの件やったら、ほかの件ばかり重なりますので、議案質疑については、もう一つのブロックで何人やられようが、病院、病院とやられて、一つのブロックで固まっていく。

問題は一般質問だけなんですよね。それで一般質問に関しましては、今ちょっとお話もございましたように、ある程度その辺を、ゆとりを持ってやっていくかどうかという、一般質問だけの問題になると思いますので、その辺をどうするかということでもちょっと考えて、議案と切り離して考えていただきたいなというふうに思います。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 3 時16分

再開 午後 3 時24分

#### ◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

1 番目の「一般質問・議案質疑の発言調整について」に関しまして、休憩中もたくさんの議論をいただきまして、ありがとうございます。

議案質疑につきましては現状どおりの議案番号の順番ということで、同一内容についてはまとめて質問をされております。現状はまとめて質問されております。

一般質問につきましては、今のところ、同一質問については、バラバラになってございますが、議会運営委員会の中での内容としましては、一応通告順ということですけど、議会運営委員会の中で調整をできる内容と現在なっておりますので、大きな問題が発生した時点でまた再度検討させていただくという結論でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ◎工村一三委員長

はい、よろしくお願いします。

それでは、あと、あまり長くなるようでしたら、また次の機会にしたいと思いますけど、2番目の「会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」を協議願います。

各会派でお話しいただいた結果などについて御発言をお願いします。その中で、持ち込み禁止にするか、持ち込み禁止とする場合には、どの会議にするか、何を持ち込み禁止にするか、例えば本会議だけとか、常任委員会だけとか、あるいは本会議と常任委員会だけとか、議会運営委員会もとか、その辺も含めた形で、実施を含めて考えていただきまして御協議をお願いしたいと思います。ございませんでしょうか。

楠木委員。

#### ○楠木宏彦委員

以前に、この会議で、スケジュール調整などで、スケジュールをスマホなどで管理している方が、ないと困るといような話があったんだけど、考えたみたら、もっと、例えばスマホにしてもタブレットにしても、例えば、いろんな資料なんかをそこに取り込んであったりとか、あるいはインターネットで資料を見たりだとか、そういったこともあるわけだし、一般社会を見ると、かなりそういったことは普通に行われているように見えるんですよね。

だから、実際は携帯電話とかそれからメールだとか、ああいったことをやるのは、もう論外なんだけど、ただ実際、私たちとしては持ち込んでもいいんじゃないのという話なんですけれども、そのときに、例えばそういったものを禁止するとかしないとか、もちろん、それはもう常識の範囲でモラルの問題として考えてもらえばいいと思うので、むしろ、やはりこれはもう時代の趨勢としては持ち込んで、そこで資料なんかも検索したりすることができるような形にするほうが望ましいのではないかなというお話なんです。

#### ◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

今、楠木委員からそういう意見がありました。また、うちの会派でも、タブレットなんかは、これからIT化のことを考えると、持ち込みできるほうがいいんじゃないのという意見があったんですけども、まずは、ちゃんとしたルールを決めたほうがいいと思います。

まずは、先ほど言われたインターネットの検索についても、じゃあ必要な資料をインターネットで検索しているのかどうか、またメール配信しているのか、だれかとチャットしているのか、今はそんなことがわからない状態ですし、それがもしルールを決め、しょうもない話かもしれませんが、当たり前の話かもしれませんが、インターネットの接続は、会議中にそういうことはするべきではないとかですね、いろんな、そういうやりとりはするべきではないとか、やはりそれを歯どめが効かなくなってしまうと、傍聴者であったり、カメラに自分は映ってないから何をしておってもええよという問題ではないと思いますので、やはりそこら辺は一定のルールをちゃんと決めてからでないかと、そこは認めるべきではないのかなというふうに思います。

市民が見て疑念を持たれるようなことがないようにするのがまず第一だと思いますし、時折、まだこの前の議会でも携帯がブーとバイブで鳴っておるのも、まあ傍聴者の携帯電話が鳴っておったというのもありますけども、やはり、会議を妨げるようなことがあってはならないと思いますし、やはりそういったこともよく考えるべきだと思いますので、うちの会派としては、一旦なしでいいんじゃないの。携帯電話もしかかってきとったら着信を見てかけ直せばいいんだしということで、うちの会派は、今のところ持ち込みなしということで調整をさせていただきました。以上です。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

紙の場合でも、関係ない物を持ち込んではいけないというルールが今ありますので、スマホ・タブレットについても同様だと思いますので、関係ない物を見ておってもわからんといえわかりませんが、そこはもう常識の範囲で、これからはタブレットなどは持ち込むというのが当たり前時代になってくるとは思いますので、やはりそこで、うちは持ち込んでもルールはきちっとつくる。音は鳴らないようにするとか、それはもう常識の範囲やと思いますので。

持ち込んでもいいけれども、調べることだけに限るというルールで。通信は絶対におかしいと思います。誰もしてないと思いますけど。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

今、楠木委員と吉井委員がおっしゃってもらったとおり、要は使い方の問題かなと思います。スマートフォンでも前の携帯電話でも、例えば電卓が入るとることは皆さん御存じやと思いますし、例えば電卓として使っておるんやというような話をされたときに、じゃあ電卓を持ち込んでくださいみたいな話をいちいちするのかというのも、ちょっとどうかなと思うところもございます。

どちらかといえば、僕が気になるのは、今回傍聴者の方でもいらしたんですけど、あとは我々議員が中でも、来賓のときなんか結構使っておる方いらっしゃいますけど、携帯電話で写真を撮ると音が鳴ったりしますよね、カシャッという、あれが僕は理解ができないというあれですけど、式典を優先したり議会を優先する上では、なんで携帯で写真を撮るのか僕は理解ができないんですけど。そういうところのほうが気になるかなと思います。

なので例えば、議会の中において、先ほど吉井委員さんおっしゃいましたけど、音を出さないとか、こういう常識な話をどちらかといえば優先するべきであって、持ち込まな

いというのは、それはまあ、今の現代の社会においては、ちょっとまあ逆行するというとあれですけども、大体のところ、今、会議の席に持ち込んでいることがほとんどですので、やっぱり使い方の問題かなと思っております。

これは当然、僕ら議員だけではなくて、傍聴者であるとか答弁側の当局の方であるとか両方とに当てはまることですけども、そちらを守っていただくことが重要なのであって、持ち込むこと自体には僕は特に問題はないかなと思っております。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

そうしますと、一応ルールはつくらないといけませんけど、基本的には持ち込みを了とする人が3人、不可とする人がお一人ですけど、どうでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

もう一つ会派、きょうお休みされてますので、もう一度結論はですね。

あと委員長の会派はどうだったのかお伺いしてませんし、その辺どうですか。

◎工村一三委員長

うちの会派につきましては、現状どおりで、いろいろ話も出ましたんですけど、うちはアナログ派が半分以上おりますので、携帯を置いて議場に出られる方が3人ばかりおります。タブレットも置いて出られる方が1人おります。

私ともう1人の方が携帯も持って入っておるんですけど、実際ブーブー自分が鳴らしたこともありますんで、まあ、きょうを境に置いてこうかなというふうにも思っておりますけど、まあ私もできたら、これからタブレットとかスマホの時代になってくると思いますので、持ち込みは必要ではないかと思っておりますけど、現在の段階でその辺を持ち込めるような体制ができてからでいいのではないかというふうに思っておりますので、当面は、とりあえず

持ち込み禁止というふうな考えで、会派のほうとしては話がありました。それで結論出ております。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そうなりますと、上田委員のところの会派がそういう形になれば3対3ということになるわけで、中の人数等もありますけど、いろいろもうちょっとそれは考えなければいけないのかなと思いますし、今、皆さん言われたように、当然ルールを決めなければいけない。これは議員倫理もそうなんでしょうけども、例えば、株の商取引をしておったとかですね、そんなことが後からわかったら、えらい話になりますし、議会中に何やっとなねんという話にもなりますし、じゃあ机の上でスマートフォンをピッピピッピやっとなのをテレビカメラが、ちょうど僕、後ろで映ってますけど、こういうのをしておって、本当にテレビを見ておる人がそれをちゃんと理解してもらえるかどうかとかですね、やはりそういうことも含めて、いろいろもう少し考えていただかないといけないのかなとは思いますが、検索はいいじゃないかということですけども、できれば検索はそれまでにやっておいて、資料は印刷をして持って来ればいいわけですし、パソコンでパカパカやれば、またそのカチャカチャ音がうるさいということになったりとかですね、まあ否定的なことばかり言ってしまうんですけども、持ち込みをオーケーというふうなことにするのであれば、しっかりとそのルールをちゃんとある程度決めておく必要があると思いますので、もう一度、上田委員の会派も含めて、今回、結論はまだちょっと出せないのかなというふうに思いますので、委員長のほうで計らっていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

携帯・スマホ・タブレット、これ一つにまとめているんだけど、すべてについてどうなのかという議論になっておるような感じがするんだけど、恐らくタブレットなんかの場合ですと、自分自身の読み込んである資料を検索したり、あるいはインターネットなんかで検索したりするというような機能があるし、携帯はこれはほとんどもう通話だとかメールにしか使わないようなものだし、だからそこら辺のところも、もう少し考えないといけないんだと思いますけどね。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今、楠木委員おっしゃったように、タブレットでしたら絶対机の上へ置いて、大体まあ隠れてはしないと思いますので、それはオープンですよ。だから、検索だけに使うということですね。

私も携帯は置いて本会議場には出ているほうですので、そうですね、本当に、それこそ倫理ですけど。ちょっと、上田委員の意見を待って。

◎工村一三委員長

先ほど、楠木委員が言われましたように、これ一まとめにする必要もないと思いますので、その辺もちょっと譲歩の考えも入れてもらいまして。

○吉井詩子委員

IT化ということをきちっとやってから積極的にタブレットを活用するという、委員長の意見には賛成です。

◎工村一三委員長

ありがとうございました。

そういうことで、次回またもう少し、上田委員がいらっしゃるときに議論をしたいというふうに思いますが、先ほど楠木委員からお話がありましたように、携帯電話・スマートフォン・タブレット・ノートパソコンを一まとめにするという考え方もちょっと無理があるのではないかと思いますので、その辺も含めて、次回またお話をしたいと思いますので御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本件につきましてはこれでよろしいでしょうか。次回ということでお願いいたします。

それで、きょうの議題は一応これで終わりにしたいと思います。次の会議では、先ほどのタブレット・スマホの問題、それから、「請願に対する本会議場質疑の実施」、またできましたら、「議会ごとの質問者、質問内容、並びに在職期間の通算質問回数等の公表」の件につきまして御協議をいただくことになると思います。委員会での議論を円滑に進めるためにも、これらの事項について各会派で御協議をいただき次回の会議に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは、「追加検討項目（A及びC）について」、本日はこの程度で終わらせていただきます。

## 【5 次回の会議のこと】

### ◎工村一三委員長

最後に、次回の会議のことをございます。

11月につきましては、委員会並びに視察の会派もございまして、それから報告会もありまして、なかなか日程的にとれませんので、まことに申しわけないんですけど、12月2日水曜日、午前10時からということで、会議を開くということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

御協議いただく内容につきましては、特に、議会基本条例の骨子について順番にいくということと、先ほどのA及びCの項目についてが主体となります。

それから、報告会の反省も一つ内容に入ると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

日程的にはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)」

◎工村一三委員長

次回、12月2日水曜日、午前10時からということで、よろしくお願ひします。

異議なしと認めます。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願ひいたしたいと思ひます。

御苦勞さんでした。

閉会 午後3時41分

傍聴の議員 なし

上記署名する。

平成27年10月15日

委 員 長

委 員

委 員